

【オーストラリア】2025年詐欺防止枠組み法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

* 2025年2月、2010年競争及び消費者法を改正し、消費者を詐欺の被害から守るために、銀行、保険、電気通信事業者等に対し新たな義務を課す法律が制定された。

1 背景

2025年3月に公表された全国詐欺対策センター（National Anti-Scam Centre: NASC）の報告書¹によれば、豪州における2024年の詐欺被害額は約20億3000万豪ドル（前年比25.9%減）、被害報告件数は約49万5000件（同17.8%減）であった²。

豪州には、詐欺行為を規制・監視する政府・非政府機関として、NASC、豪州証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）、豪州金融苦情対応局（Australian Financial Complaints Authority）等複数が存在する。しかし、これらが行う詐欺防止策は、「断片的で（豪州）経済全体での一貫性がなく」、また、詐欺防止のための行動規範の有無が民間部門ごとに異なり、そのことが詐欺を行う者に消費者を標的にするための手段を提供することになると懸念されていた³。そのため、社会に悪影響を及ぼす詐欺を防止するためには、一貫性のある原則に基づく義務及び強制力のある行動規範の遵守を民間部門に対し求めることが必要とされた⁴。

2024年11月7日、2010年競争及び消費者法⁵（以下「競争消費者法」）を改正し、「詐欺防止枠組み」（後述）を設けるための法律案が連邦議会に提出され、2025年2月20日、成立した（2025年詐欺防止枠組み法⁶。以下「2025年法」）。施行日は、同年2月21日である。

2 2025年法の概要

(1) 構成

2025年法は、全3か条（略称、施行日等）及び附則1編から成る。附則は、第1章で主要な改正（競争消費者法に「第IVF章 詐欺防止枠組み」第58AA条～第58GF条（全115か条）を追加）を規定し、第2章で競争消費者法第4条第1項に詐欺防止枠組み関連の用語の定義を新たに規定する。競争消費者法第IVF章の主な内容は、次のとおりである。

(2) 詐欺防止枠組み（Scams Prevention Framework: SPF）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月9日である。

¹ “Targeting scams: Report of the National Anti-Scam Centre on scams data and activity 2024,” National Anti-Scam Centre, 2025.3. <<https://www.accc.gov.au/system/files/targeting-scams-report-2024.pdf>> NASCは、2023年7月1日に豪州競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）に置かれた仮想センターであり、ウェブサイト（Scamwatch）を通じて収集した詐欺被害情報から傾向の分析等を行っている。

² ウェブサイト（Scamwatch及びReportCyber）、豪州証券投資委員会等に報告された金額の合計。ibid., p.2. 被害額の内訳は、投資詐欺（約9億4500万豪ドル）、ロマンス詐欺（約1億5700万豪ドル）、フィッシング（約8450万豪ドル）等である。1豪ドルは、約95.9円（令和7年4月分報告省令レート）。

³ Senate, “Scams Prevention Framework Bill 2024: Revised Explanatory Memorandum,” 2022–2023–2024–2025, p.4. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7275_ems_ec62fd87-d851-47d9-a2e5-8ec59b146297/upload_pdf/Revised%20EM_Scams%20Prevention%20Framework%20Bill%202025.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁴ ibid.

⁵ Competition and Consumer Act 2010, No.51, 1974. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00109/latest/text>>

⁶ Scams Prevention Framework Act 2025, No.15, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00015/asmade/text>>

SPF は、豪州の消費者を詐欺から保護するため、経済の特定分野のサービスを提供する者に対し、当該サービスに関連する、又は当該サービスを利用する詐欺に対処するために、様々な行動を採ることを要求するものである（第 58AB 条）。

財務大臣は、SPF の対象となる「経済の特定分野」（以下「規制対象セクター」）を指定することができる。規制対象セクターとしては、銀行業、保険業、郵便・電信・電話・その他のサービス（インターネットサービス、ソーシャルメディアサービス、放送サービス）等が例示されている（第 58AC 条）。

SPF で保護対象となる「消費者」（以下「SPF 消費者」）とは、豪州で、規制対象セクターの事業体（以下「規制対象事業体」）が行う事業又は提供するサービス（以下「規制対象サービス等」）を提供されている、又は提供される可能性のある自然人又は小規模事業者（被用者 100 人未満かつ直近の会計年度の年間売上高 1000 万豪ドル未満）である（第 58AH 条）。

(3) 「詐欺」の定義

SPF において、詐欺とは、①SPF 消費者を巻き込もうとする直接的又は間接的な試み（成功したか否かを問わない。）であり、②その試みが②-1「欺く行為」（規制対象サービス等であるかのように偽装する、規制対象事業体に成り済ます等の行為）を伴い、かつ②-2 その行為が成功した場合、SPF 消費者等の個人情報又は SPF 消費者等からの金銭的利益の取得など、損失又は損害を発生させるものである（第 58AG 条）。この定義は、詐欺を行う者の活動範囲の広さや時間の経過とともに変化する行動等を捕捉するため、意図的に広範なものとなっている⁷。

(4) 規制対象事業体の義務（SPF 原則 1～6）

規制対象事業体は、SPF 原則（以下「原則」）と称される次の義務を負う。**原則 1**：ガバナンス。当該事業体の規制対象サービス等に関連した詐欺の防止・発見・阻止、詐欺への対応及び報告に関するガバナンス・ポリシー及び手続を文書化し、実施すること等（第 58BD 条）。**原則 2**：防止。他の者が詐欺を行うことを防止するために合理的措置を講ずること（第 58BJ 条）。**原則 3**：発見。詐欺を発見するために合理的措置を講ずること（第 58BM 条）。これには、①詐欺であると疑うに足る合理的根拠のある、当該事業体の規制対象サービス等に関連する通信・取引等の情報（第 58AI 条。以下「詐欺情報」）の調査（第 58BN 条）及び②詐欺情報を有する当該事業体の規制対象サービス等に関連した活動により影響を受ける SPF 消費者の特定（第 58BO 条）を適時に行うことが含まれる。**原則 4**：報告。規制対象事業体が詐欺情報を有する場合、当該情報に関する報告を規制当局（豪州競争・消費者委員会等。第 58EB 条）に行うこと（第 58BR 条）。**原則 5**：阻止。詐欺情報を有する規制対象事業体が、合理的時間内に詐欺情報の対象である活動を阻止し、又は当該活動から生じる損失若しくは損害を防止するために合理的措置を講ずること（第 58BX 条）。**原則 6**：対応。SPF 消費者が詐欺（詐欺の可能性のある行為を含む。）により影響を受けた場合、それを規制対象事業体に容易に報告するための仕組みを備えること（第 58BZC 条）。合理的措置⁸及び合理的時間は、SPF 行動規範（SPF Code. 財務大臣が定める規制対象セクターごとの行動規範）により規定することができる（第 58BZ 条）。

原則 1～6 は、それぞれ民事罰規定（civil penalty provision）であり、違反した場合には過料が科される（第 58FK 条、第 58FL 条）。

⁷ Senate, *op.cit.*(3), p.15.

⁸ 合理的措置を講じたか否かの判断には、規制対象事業体の規模、規制対象サービス等の種類、当該事業体が SPF Code に規定される義務を遵守したか否か等について考慮されるべきことが規定されている（第 58BB 条）。